

平成19年1月11日

薬剤耐性菌に関するWGの体制の変更について

1 背景

薬剤耐性菌の食品健康影響評価については、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会によるワーキンググループ(WG)において、評価指針等の作成を行ってきたところである。しかしながら、個別の抗菌性物質を評価していくにあたって、微生物専門調査会も加わった三専門調査会の審議が必要である。

このため、WGの設置根拠となっている「薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方について」を別紙の通り改正し、体制の変更を行うこととする。

2 審議経緯

- | | |
|-------------|--|
| 平成18年5月29日 | 薬剤耐性菌に関するWGにおいて、微生物専門調査会を専門調査会としてWGに加えることについて提案。 |
| 平成18年6月23日 | 動物用医薬品専門調査会において了承。 |
| 平成18年6月26日 | 微生物専門調査会において了承。 |
| 平成18年12月21日 | 肥料・飼料等専門調査会において了承。 |
| 平成19年1月11日 | 第173回食品安全委員会において報告。 |

○薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方について 新旧対照表

改正後	改正前
1 背景 (1) 平成15年12月8日付けで農林水産省が食品安全委員会に意見を求めてきた薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価については、食品安全委員会専門調査会運営規定によると、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の担当となることである。 (2) 一方で、求められている評価事項は、「抗菌性物質そのものが有するリスク」ではなく、「抗菌性物質が使用された場合に選択される薬剤耐性菌のリスク」であり、微生物専門調査会も加わった<u>三専門調査会合同の審議が必要である</u>と考えられる。 (3) <u>しかしながら、三専門調査会合同の会合を開催し審議する場合には、専門委員の人数が多いことから効率的な調査審議が困難であると考えられる。</u> (4) <u>これらの事情を踏まえ、平成15年12月8日付けで農林水産省が食品安全委員会に意見を求めてきた薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価並びに動物用医薬品及び飼料添加物の食品健康影響評価のうち薬剤耐性菌を介した影響の部分については、次により三専門調査会によるWGにおいて審議することとする。</u> 2 運営 (1) WGの設置 動物用医薬品専門調査会、肥料・飼料等専門調査会及び微生物専門調査会によるWGを設置する。 (2) WGの構成 WGは、三専門調査会に属する専門委員から構成する。また、座長が必要であると認めた場合には、専門調査会委員以外の有識者の参加を求める。 (3) 評価結果の取り扱い WGの評価結果は三専門調査会の了解を得て、合同専門調査会の評価結果とする。また、WGの検討状況は、適宜、<u>三専門調査会</u>に報告する。	1 背景 (1) 平成15年12月8日付けで農林水産省が食品安全委員会に意見を求めてきた薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価については、食品安全委員会専門調査会運営規定によると、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の担当となることである。<u>しかしながら、合同専門調査会を開催し、審議する場合には、専門委員の人数が多いことから効率的な調査審議が困難であると考えられる。</u> (2) 一方で、求められている評価事項は、「抗菌性物質そのものが有するリスク」ではなく、「抗菌性物質が使用された場合に選択される薬剤耐性菌のリスク」であり、微生物専門調査会等の他の調査会に属する専門委員等の参加が必要であると考えられる。 2 運営 (1) WGの設置 動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の<u>合同調査会に微生物等を専門とする委員</u>によるWGを設置する。 (2) WGの構成 WGは、<u>両調査会及び他の専門調査会</u>に属する専門委員から構成する。また、座長が必要であると認めた場合には、専門調査会委員以外の有識者の参加を求める。 (3) 評価結果の取り扱い WGの評価結果を合同調査会の評価結果とする。また、WGの検討状況は、適宜、<u>両調査会の専門委員</u>に報告する。

薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方について

1 背景

- (1) 平成15年12月8日付けで農林水産省が食品安全委員会に意見を求めてきた薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価については、食品安全委員会専門調査会運営規定によると、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の担当となるところである。
- (2) 一方で、求められている評価事項は、「抗菌性物質そのものが有するリスク」ではなく、「抗菌性物質が使用された場合に選択される薬剤耐性菌のリスク」であり、微生物専門調査会も加わった三専門調査会合同の審議が必要であると考えられる。
- (3) しかしながら、三専門調査会合同の会合を開催し審議する場合には、専門委員の人数が多いことから効率的な調査審議が困難であると考えられる。
- (4) これらの事情を踏まえ、平成15年12月8日付けで農林水産省が食品安全委員会に意見を求めてきた薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価並びに動物用医薬品及び飼料添加物の食品健康影響評価のうち薬剤耐性菌を介した影響の部分については、次により三専門調査会によるWGにおいて審議することとする。

2 運営

- (1) WGの設置
動物用医薬品専門調査会、肥料・飼料等専門調査会及び微生物専門調査会によるWGを設置する。
- (2) WGの構成
WGは、三専門調査会に属する専門委員から構成する。また、座長が必要であると認めた場合には、専門調査会委員以外の有識者の参加を求める。
- (3) 評価結果の取り扱い
WGの評価結果は三専門調査会の了解を得て、合同専門調査会の評価結果とする。また、WGの検討状況は、適宜、三専門調査会に報告する。